

7. 米国の洪水保険の現状

(1)洪水保険の加入率・加入者数

i)コミュニティについて

1999年9月現在、氾濫の危険があるコミュニティとして19,000以上がFEMAに特定されている。そのうち、95%以上がNFIPに加入している。

ii)個人について

洪水保険への個人の加入に関する情報を得ることは難しい。

但し、下記のことについてはある程度情報が得られている状況である。

- ・表7-1にあるとおり2000年9月現在、438万の保険証書が有効である。
- ・特別洪水危険区域(SFHA)内に存在する総ての建造物の50%以上に対して洪水保険がかけられていないといわれている。

洪水保険の加入がなかなか進まない理由としては、被災経験のない住民にとって今後発生するとも思えない洪水のために保険料を支払う意志がないことがあげられる。

2)洪水保険の運営

i)保険料収入及び支払額の推移

以下にNFIPホームページに示された洪水保険プログラム全体での保険料収入及び支払額の推移を示す。

表 7-1 NFIP の財務状況の推移

会計年度 Fiscal year Ending	補償額 Coverage	保険金支払額 Loss Dollars Paid	保険料 Premium	保険収支	支払件数 Losses Paid	保険証券数 Policies in force
Sep-78	\$38,826,340,000	\$144,042,315	\$87,031,252	-\$57,011,063	29,890	1,130,100
Sep-79	\$70,114,213,000	\$493,008,836	\$136,869,083	-\$356,139,753	71,652	1,788,126
Sep-80	\$93,962,605,000	\$219,449,804	\$155,271,780	-\$64,178,024	39,354	2,058,601
Sep-81	\$102,034,298,000	\$127,170,169	\$231,675,571	\$104,505,402	24,399	1,952,098
Sep-82	\$103,436,159,000	\$148,618,700	\$313,118,975	\$164,500,275	26,806	1,840,514
Sep-83	\$115,601,117,000	\$484,549,022	\$387,913,852	-\$96,635,170	57,432	1,961,547
Sep-84	\$121,444,094,000	\$242,600,803	\$412,106,533	\$169,505,730	27,542	1,912,426
Sep-85	\$133,887,985,000	\$206,214,919	\$432,032,431	\$225,817,512	26,741	1,949,827
Sep-86	\$150,942,534,000	\$280,733,903	\$490,867,108	\$210,133,205	24,471	2,077,717
Sep-87	\$161,453,248,000	\$130,397,209	\$551,794,235	\$421,397,026	16,141	2,089,667
Sep-88	\$171,867,209,000	\$61,220,128	\$568,630,635	\$507,410,507	8,667	2,120,097
Sep-89	\$256,291,966,000	\$608,847,765	\$620,458,816	\$11,611,051	31,626	2,245,430
Sep-90	\$210,005,287,000	\$186,334,357	\$655,460,565	\$469,126,208	16,708	2,415,883
Sep-91	\$219,587,003,000	\$217,290,773	\$707,955,730	\$490,664,957	19,575	2,501,638
Sep-92	\$231,386,220,000	\$527,356,189	\$777,031,608	\$249,675,419	30,851	2,577,728
Sep-93	\$258,457,750,000	\$1,004,523,352	\$857,257,174	-\$147,266,178	61,047	2,757,472
Sep-94	\$281,179,730,000	\$170,831,977	\$948,831,361	\$777,999,384	13,022	2,871,451
Sep-95	\$332,165,045,000	\$1,104,353,956	\$1,090,531,519	-\$13,822,437	59,017	3,369,447
Sep-96	\$385,300,750,000	\$1,090,606,379	\$1,215,102,981	\$124,496,602	52,824	3,586,768
Sep-97	\$428,762,579,000	\$683,520,585	\$1,399,297,049	\$715,776,464	41,753	3,889,598
Sep-98	\$491,028,843,000	\$689,071,293	\$1,615,105,025	\$926,033,732	52,990	4,182,868
Sep-99	\$519,429,732,000	\$822,758,563	\$1,681,636,532	\$858,877,969	38,160	4,253,567
Sep-00	\$562,978,947,000	\$215,848,369	\$1,730,995,703	\$1,515,147,334	20,972	4,383,266

出典： <http://www.fema.gov/nfip/statsfisc.htm>

ii)大規模災害時の支払いについて

NFIP は表 7-1 に示したとおり、一般的に安定した状態にあると考えられている。

しかし大規模災害が発生した場合等、NFIP の自己資金で保険金支払いができない場合には、連邦政府財務省より資金の借り入れを行うことができる。1997 年の NFIP の負債額は 9 億 1,700 万ドルであったが、2001 年 6 月までにこの負債は利息とともに返済された。また、1996 年より NFIP は連邦政府より年間最大 15 億ドルまで借り入れを行うことができるようになってきている（1995 年までは最大 10 億ドルであった）。

8. 日本の災害保険等の現状

日本における自然災害に対する保険制度の代表的なものとして

- ①民間損害保険会社による総合保険
- ②政府主導による地震保険が挙げられる。

ここではこれらに加えて、③農業共済制度について整理する。

8.1 洪水に関する保険

(1)保険制度の概要

我が国では、火災保険の一種である住宅総合保険（以降「総合保険」）や特約火災保険に加入していれば、水害による被害について保険金が支払われる。総合保険の加入は任意であるが、水害保険のみの契約や、水害保険を外した契約はできない仕組みになっている。損保協会のアンケート調査によると、火災保険の加入率 64.3%、うち総合保険の加入率は 71.8%となっており、この数字から水害に対する保険（総合保険）の加入率は 46.2%となる。

(2)保険制度の経緯

昭和 20 年代から 30 年代までに我が国を襲った巨大な台風は、人的にも財的にも多大な被害をもたらした社会問題化した。中でも昭和 34 年の伊勢湾台風は甚大な被害をもたらした。これを契機に昭和 36 年 11 月には、それまでの住宅総合保険に「台風・暴風雨・洪水・高潮の風水害」をその他のリスクと共にセットとすることにより家計分野の損害を経済的に軽減しようという保険制度の改善が行われた。

その後支払い内容の改善等が行われ現在に至っている。この制度の変化による総合保険の普及は、図 8-1 に示す保険会社の総合保険の収入をみても明らかのように高くなっている。

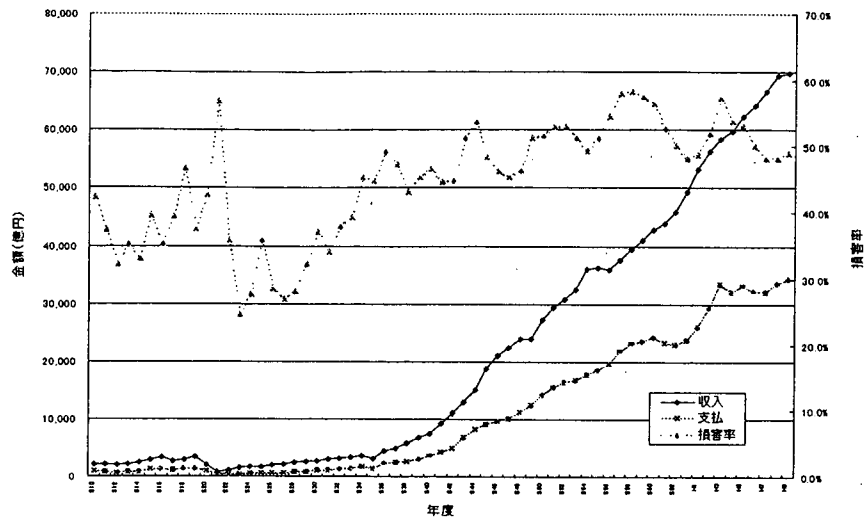


図 8-1 総合保険の収支と支払い
 (出典：雑誌 Insurance (平成 10 年度版))

(3)料率

総合保険の料率は、火災保険の料率が基本となっている。火災保険の料率は地域や建築様式等により異なるが、洪水保険分の料率は全国一律であり、総合保険の料率は、この他に補償される災害毎の料率の総和となっている。

保険料率の設定は各保険会社が行うが、金融庁の認可が必要である。ただし、損害保険料率算定会によって算定された料率を使用することによって、金融庁の許可がいらなくなる。

(4)支払額

水害に対する支払額は商品により異なるが、一般的な総合保険では、損害率に応じた免責と支払い限度額がある。一般的に、30%未満の被害に対しては一律 5%~10% (小損害免責)、それ以上の被害に関しては、被害額の 70% (縮小補填) が支払われる。最近では被害額を 100% 補償する総合保険が販売されている。

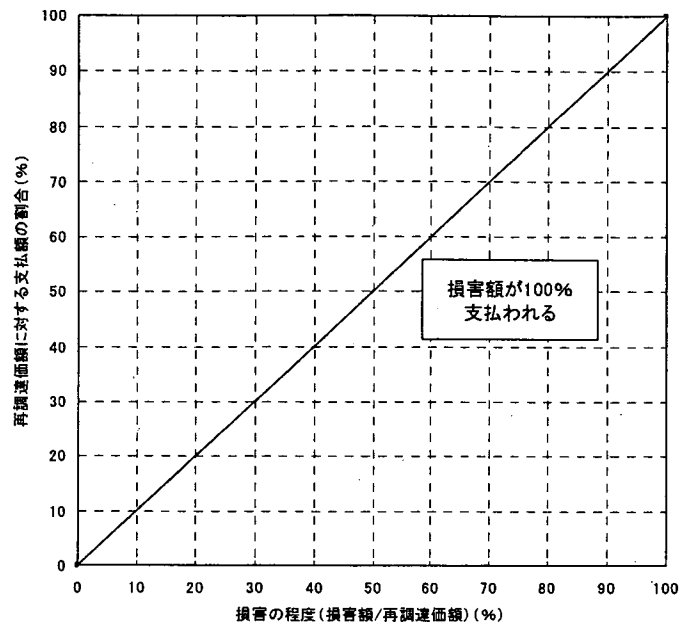


図 8-2 火災保険金支払い例

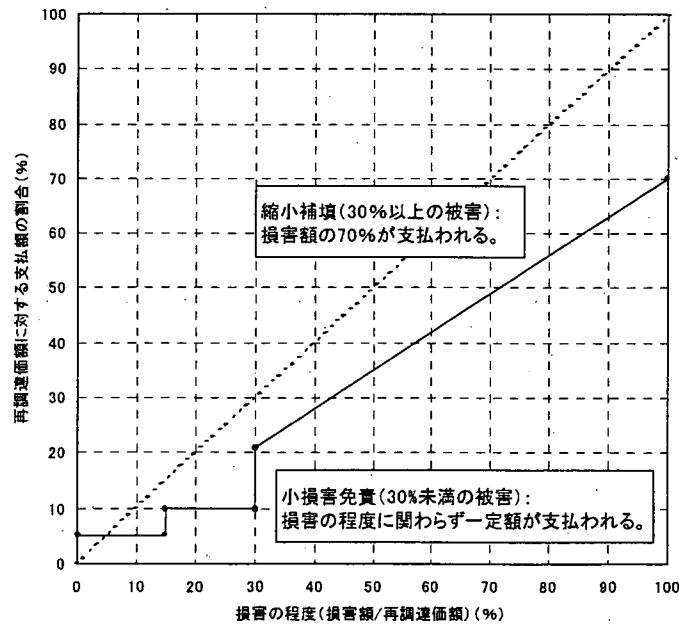


図 8-3 水害による保険金支払いの例

(5)その他 (国の役割等)

大規模な災害に対する国による補償、再保険制度等はない。民間が民間の責任の下に運営している。

ある保険商品の保険料の例を以下に示す。

建物保険金額 2340 万円、家財保険金額 1900 万円の場合

- ①住宅火災 : 年間 18,820 円 (水害補償無し)
- ②住宅総合 : 年間 30,150 円 (水害 70%縮小補填)
- ③ホームライフ総合 (新型商品) : 年間 41,160 円 (水害 100%補償)

表 8-1 商品による補償内容の違いの例

	火災	破裂・爆発	落雷	風・ひょう・雪災	飛来・落下・衝突	水漏れ	暴行・破壊	盗難	水害	持ち出し家財	費用補償
①住宅火災保険	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-
②住宅総合保険	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
③ホームライフ総合保険	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

表 8-2 1,000 円あたりの料率の算定

	年間保険料 (円)	保険金額 (円)	料率	①との差	②との差
①住宅火災保険	18,820	42,400,000	0.444	-	-
②住宅総合保険	30,150	42,400,000	0.711	0.267	-
③ホームライフ総合保険	41,160	42,400,000	0.971	0.527	0.260

上記 3 商品の違いが、主に水害の補償内容に関するものと仮定すると、①と②の料率の差 0.267 は従来の総合保険における水害分の料率と考えられ、②と③の料率の差 0.260 は水害補償率の差 (縮小補填、小損害免責など) と考えられる (P43 に示したとおり米国の保険料率は千円当たり 3~24 円)。

(6) 保険金支払い実績

過去の災害における保険金支払い実績を以下に示す。

表 8-3 過去の風水害による保険金支払い

順位	発生年	災害名	保険金支払額 (億円)	備考
1	H3.9	台風19号	5679	年間一般資産被害額: 2406億円
2	H11.9	台風18号	3174	
3	H10.9	台風7号	1600	年間一般資産被害額: 4956億円
4	H12.9	東海豪雨	1000	家庭家屋用品被害額: 3400億円
5	H5.9	台風13号	977	年間一般資産被害額: 3050億円

(出典: 損害保険協会ニュースリリース No.911)

表 8-4 東海豪雨における損害保険金支払額

保険種類	支払額(億円)
火災保険	374
新種保険	55
自動車保険	529
貨物保険	42
合計	1000

(出典：損害保険協会ニュースリリース No.911)

8.2 地震に関する保険

(1) 保険制度の概要

地震保険は「地震保険に関する法律」に基づく政府主導の保険制度である。民間の火災保険（総合保険）に自動的に付帯する。付帯を希望しないこともできるが、火災保険に加入せずに地震保険に加入することはできない。

(2) 保険制度の経緯

地震リスクは、

- 損害額が巨額なものになるおそれがある
- 頻度や損害の割合が大数の法則にのらない
- 地域的・時間的逆選択のおそれが大きい

などの理由で、保険制度の必要性は認められながら、制度の設立は困難であった。

ところが、昭和 39 年の「新潟地震」を契機に一挙に国会の付帯決議、保険審議会の諮問・答申を経て、41 年 6 月、国が「地震保険に関する法律」を新たに制定し再保険により直接に関与する形で、内容にはかなりの制約はあるものの、初の本格的な「地震保険」が発足した。その後は、料率や支払い内容の改善等が行われ、現在に至っている。

現在の加入率は 15.4%（2000 年 3 月末）である。

(3) 料率

料率は全国を地域的に 1 等地（安全）～4 等地（危険）に分け、さらに構造上で木造・非木造に分けて、8 通りの料率を設定している。現在、家屋構造に応じた料率の変化を含めた料率の見直しを検討中である。

保険金額は、主契約の保険金額に対して 30～50%（限度額：建物 5000 万円、家財 1000 万円）に限られる。例えば、3000 万円の家屋に保険をかける場合の保険金額は、最大 1500 万円に制限される。

(4) 支払額

支払金額は、全損（50%以上の被害）、半損（20%～50%）、一部損（3%～20%）に分けられ、全損の場合は保険金額 100%（主契約の 50%）、半損の場合は保険金額の 50%、一部損の場合は保険金額の 5%が支払われる。それ以下の被害は免責となっている。次項に上記を整理したグラフを示す。

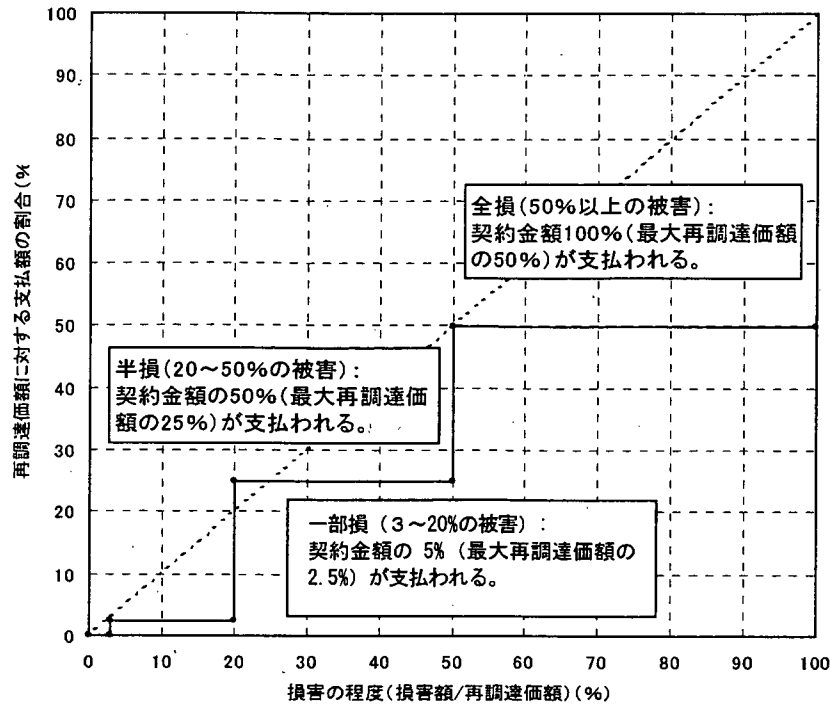


図 8-4 地震保険金支払額

(5)その他 (国の役割等)

国の目的は、「保険会社が負う地震保険責任を政府が再保険することにより地震保険の普及を図り、もって地震等による被災者の生活の安定に寄与すること」と定められており、国が再保険を引き受ける。ただし、総支払い限度額が以下のように 4 兆 1000 億円と定められており、これを越える被害の場合は、限度額が被害者に割り振られる。

被害額と、民間・政府の負担割合を下図に示す。被害額が 750 億円までは民間が 100%負担し、750 億円から 8,186 億円までは、民間及び政府がそれぞれ 50%づつ、4 兆 1,000 億円までは、政府 95%、民間 5%の負担となる。

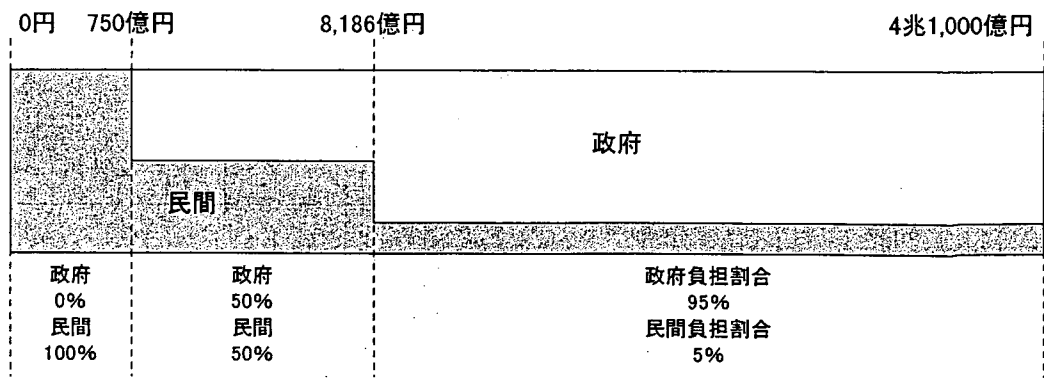


図 8-5 被害額と政府の負担割合

保険料の例を以下に示す。

東京都A区 26坪 鉄筋1戸建て：料率 1.75円/1000円

建物保険金額 2340万円、家財保険金額 1900万円の場合

(地震保険では上記金額の50～30%の契約となる)

$(23,400+19,000) \times 0.5 \times 1.75 = 37,100$ 円 (火災保険に対する付加保険料)

8.3 農業共済制度

(1) 農業共済の概要

i) 農業共済制度とは

台風、冷害、干ばつ等による農作物被害、生産財としての家畜死亡時など農業経済の損失をすばやく補填する制度。農業災害補償法に基づいて設置されており全国農業共済協会が運用している。全国のどこの農村でも実施されており、補償対象の事故は、原則としてすべての自然災害等不可抗力的災害となっている。国は共済掛け金や事務費を国庫負担するとともに、再保険を担っている。一定規模以上の農家(稲・麦)は加入が義務付けられている。

ii) 運用組織

運用組織は下図に示したようなものとなっている。

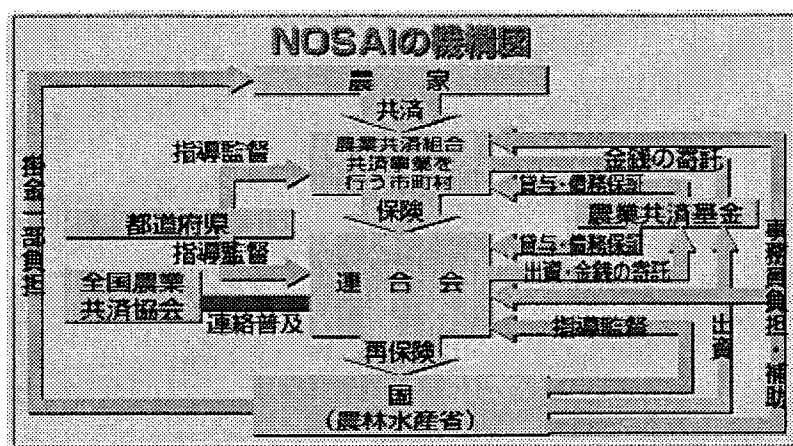


図 8-6 農業共済の運用組織図

(出典：<http://www.nosai.or.jp/farmens.htm>)

(2) 各分野における共済の運用方法

i) 農作物共済

- ・対象作物：水稻、陸稻、麦
- ・対象災害：すべての気象災害、病虫害、鳥獣害、火災、地震、噴火(薬害等人災は含まず)
- ・加入対象：当然加入：水稻 20～40a、麦 10～30a (北海道は別基準)
任意加入：水稻・陸稻・麦あわせて 10a 以上 (北海道は別基準)
- ・補償期間：本田移植期から収穫するまで
- ・補償額：
7割補償方式 = 耕地ごとの基準収穫量の7割 × Kg 当たり共済金額
8割補償方式 = 農家ごとの基準収穫量の8割 × Kg 当たり共済金額
9割補償方式 = 農家ごとの基準収穫量の9割 × Kg 当たり共済金額
等、方式の違いは、被害額によって決定
- ・共済掛け金：共済掛金の額 = 共済金額 × 共済掛金率

- ・ 共済掛金率：過去 20 年間の被害率を元に決められる。3 年ごとに見直し
共済掛金には、国の負担がつき、実際に農家が負担する掛金は半額になる。
- ・ 損害評価：被害を受けた農家は、ただちに申請。申請後、組合が被害状況を現地調査し、
評定。

ii) 畑作物共済

種、地域別に各種条件あり

- ・ 対象作物：ばれいしょ、大豆、あずき、蚕繭など畑作物 8 種
- ・ 対象災害：風水害、干害、冷害、ひょう害、地震、噴火その他気象上の災害、病虫害、鳥
獣害、火災による農作物の減少
- ・ 加入対象：対象作物の作付け面積が 5a～30a 以上
- ・ 補償期間：作物の減収に対して、補償
- ・ 引き受け方式：種ごとに異なる。基準収穫量の 7 割に満たなかった場合など
- ・ 補償額：共済金額＝単位あたり共済金額×基準収穫量×補償割合
- ・ 共済掛金：共済掛金の額＝共済金額×共済掛金率 農作物共済と同様

iii) 園芸施設共済

- ・ 対象：温室・プラスチックハウスなどの施設園芸用の施設
- ・ 対象災害：風水害、干害、冷害、ひょう害、地震、噴火その他気象上の災害、火災、破裂・
爆発、航空機の墜落ならびに接触、航空機からの落下物、車両およびその積載
物の衝突および接触、病虫害、鳥獣害
- ・ 加入対象：施設の所有・管理面積が 2～5a 以上
- ・ 補償期間：共済掛金を払い込んだ日の翌日から 1 年間
- ・ 補償額：農家の選択
- ・ 共済掛金：共済金額＝共済金額×共済掛金率
- ・ 損害評価：被害を受けた農家は、ただちに申請。申請後、組合が被害状況を現地調査し、
評定。

iv) 果樹共済

- ・ 対象作物：うんしゅうみかん、りんごなど各種果樹
対象となる災害、掛け金などは、種別に細かく設定されている。

v) 建物共済

- ・ 対象災害：建物火災共済：火災、落雷、破裂爆発、盗難、暴力行為など建物総合共済：建
物火災共済に加え、風水害、雪害、土砂崩れ等自然災害。地震、噴火、津波
- ・ 補償期間：加入から 1 年
- ・ 共済限度額：建物 1 連あたり建物火災共済；5,000 万円、建物総合共済；1,500 万円

vi) その他の共済

これらの他にも農機具共済等が存在する。